

悪質商法の典型的な手口

悪質商法の被害は、ちょっとした油断や迷いで巻き込まれる危険性のあるトラブルです。自分には関係ないと思わず、いつでもトラブルに対処できるように手口を覚えておきましょう。



最近、被害が増えている手口

「貴金属の押し買い」



事例

「貴金属などを無料で査定する」といって業者が自宅にやって来た。無料ならばと思ってアクセサリーの査定をお願いしたところ、「他にはないのか」としつこく求められ、売る気はなかったのにアクセサリー 5点を1万5,000円で強引に買い取られてしまった。納得いかなかったが怖くて断れなかった……。

対策アドバイス

- 売る気がなければきっぱりと断り、家に上げてはいけません。
- 買い取りを依頼する場合はひとりでは対応せず、家族や近所の人に同席を頼みましょう。
- クーリング・オフ期間中（8日間）は商品の引き渡しを拒否できます。
- 買い取り条件や連絡先などが明記された書面を必ず受け取ってください。

「押し買い」の場合でもクーリング・オフ制度が導入されます！

平成24年8月に特定商取引法の一部が改正され、貴金属などを不当な価格で強引に買い取る「訪問購入」について、クーリング・オフ制度が導入されることが決まりました（平成25年2月ごろに施行予定）。

「押し買い」のクーリング・オフ 4つのポイント

- **ポイント①** 消費者から勧誘の要請がないときは、訪問勧誘は禁止されました。
- **ポイント②** 書面が交付された日から8日以内であれば、無条件で契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
- **ポイント③** クーリング・オフ期間中（8日間）は、業者に対して物品の引き渡しを拒むことができます。
- **ポイント④** 物品を業者に引き渡ししてしまった場合でも、クーリング・オフしたときに物品の返還を求めることができます。



「利殖商法」

事例

「未公開株を買わないか」と勧誘する電話があり、「値上がり確実」「必ずもうかる」と説明された。老後の生活費に不安もあり、元本保証であればと未公開株を購入したが、その後連絡が取れず……。



対策アドバイス

- 高金利、高配当をうたうもうけ話を安易に信じてはいけません。出資の話で「絶対にもうかる」「元本保証」という言葉を使うのは違法なので、詐欺を疑いましょう。
- 株や社債、投資信託などの金融商品は、十分な知識がなければ手を出さないのが賢明です。



「サクラ商法」

事例

「出会いを探してます」というメールが届き、興味本位で有料のメール交換サイトに登録した。ポイントを購入してメールのやり取りを続けたが、会う約束をしてもドタキャンばかりされて……。

対策アドバイス

- お金をだまし取ることが目的で、サクラを用意していることがほとんどです。「会いたい」「悩みを聞いてほしい」「資金を援助します」などの誘い文句のメールは詐欺を疑いましょう。
- ポイント代を購入する前に、冷静になって考えましょう。

